

ひろば専門員会資料
2. 8. 7
福祉計画課

避難行動要支援者名簿の取組状況について

1 趣旨

日頃からの見守りや災害時の避難支援をより実効性のあるものとするため、本市では、平成31年3月に「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定し、令和2年4月から条例を施行しましたので、現在の取組状況について報告するものです。

2 経過

- 21. 4 災害時等要援護者登録制度実施
- 9 災害時要援護者支援プラン作成
- 26. 5 避難行動要支援者名簿作成
- 31. 3 松本市避難行動要支援者名簿に関する条例制定（令和2年4月施行）
- 4～ 避難支援関係者、関係団体等への制度説明、名簿作成準備開始
- 元. 11 名簿掲載対象者への意向確認
- 2. 3 災害時等要援護者登録制度終了
- 6 避難行動要支援者名簿を避難支援関係者へ提供

3 名簿の概要

(1) 対象者

- ア 要介護3以上
- イ 身体障害者手帳1級、2級
- ウ 療育手帳A1
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級
- オ 75歳以上の単身世帯
- カ 特定医療費（指定難病）受給者証交付者
- キ 災害時に自ら避難することが困難な方で、登録を希望される方

(2) 名簿作成基準日

令和2年4月15日現在

(3) 名簿掲載者数

- ア 避難行動要支援者名簿掲載対象者 15,387人
- イ 外部提供拒否者 2,323人
- ウ 名簿情報の外部提供者 13,064人

※ 条例に基づき、個人情報への外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から名簿情報を避難支援関係者に提供するもの。

(4) 名簿提供先（避難支援関係者）

町会（町会長、隣組長等）、民生・児童委員、防災部長、消防団（分団長）
松本市社会福祉協議会、松本地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署

4 今後の進め方

- (1) 名簿の更新は年2回行い、6月及び12月に避難支援関係者へ提供します。
- (2) 避難支援関係者へ提供する名簿情報などを活用し、各地区・町会の実情に応じた避難支援体制づくりを庁内関係課や社会福祉協議会と連携して支援します。